商品概要説明書

キャンペーン商品　　令和５年 10 月２日現在

商　品　名	〈にっしん〉住宅ローン「金利見直し半年型」

キャンペーン期間	令和５年 10 月２日（月）から令和６年３月２９日（金）まで

1．ご利用いただける方	・当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方。 ・ 団体信用生命保険に加入出来る方（保険料は当金庫が負担します）。 【全国保証㈱の保証付き】・お借入時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満で、最終返済時の年齢が満 80 歳未満の方。・同一勤務先に１年以上勤務している方（ただし、法人役員の場合は２年以上）、または同一事業を２年以上継続して営業している自営業の方。・前年度の税込年収が 100 万円以上の方。 【(一社)しんきん保証基金の保証付き】・お借入時の年齢が満 20 歳以上満 70 歳未満で、最終返済時の年齢が満 80 歳以下の方。・同一勤務先に１年以上勤務している方（ただし、法人役員の場合は３年以上）、または同一事業を３年以上継続して営業している自営業の方。・年金受給者の場合は、国民年金、厚生年金、各種共済年金の公的年金を受給中の方。・前年度の税込年収が 100 万円以上の方。
2．お使いみち	ご本人またはその同居家族が、お住まいになる住宅に限ります。 ・土地及び住宅の購入資金　・住宅の新築資金　・借換資金　・リフォーム資金　・中古住宅（マンションを含む）の購入＋リフォーム資金　・諸費用
3．ご融資限度額	【全国保証㈱の保証付き】　１００万円以上 １億円以内　（１万円単位） 【(一社)しんきん保証基金の保証付き】　５０万円以上 １億円以内　（１万円単位）
4．ご融資期間	【全国保証㈱の保証付き】　２年以上４０年以内（月単位） 【（一社）しんきん保証基金の保証付き】　１年以上４０年以内（月単位） なお、中古住宅は保証会社が定める期間の範囲内とします。
5．ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・借入後の利率は基準利率（短期プライムレートに連動して決定する当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引下げ、または引上げられます。お借入後の利率の変更回数は年２回（4月と10月)で新利率はそれぞれ７月と１月の約定返済分から適用します(ボーナス返済無しの場合)。 ・ キャンペーン金利引下げ適用条件は借入日より起算し、通算 5 回経過後の最初の 10 月末日を基準として見直しますのであらかじめご了承下さい。 ・ キャンペーン金利引下げ適用条件は完済時まで適用します。
6．保証料	【全国保証㈱の保証付き】 ・保証料一括先払い型：（例：借入期間 40 年で 1,000 万円借りた場合の保証料 231,660 円） ・毎月払い型　コースによって所定の保証料率を金利に上乗せします。※プランによって異なります 【（一社）しんきん保証基金の保証付き】 ・保証料一括先払い型：（例：借入期間 40 年で 1,000 万円借りた場合の保証料 251,000 円） ※プランによって異なります
7．ご返済方法	・ 毎月元利均等返済（６ヵ月毎のボーナス返済も可能です。） ・ ご返済額については、店頭で試算させていただきます。
8．保証人・担保	ご融資対象物件（土地と建物）に対して、第１順位の抵当権を設定させていただきます。 【全国保証㈱保証付き】保証人は原則不要です。【(一社)しんきん保証基金の保証付き】保証人は原則不要です。ただしご自宅が共有の場合、共有の方全員に物上保証人となっていただきます。
9．手数料等	・ 事務手数料　55,000 円（消費税込み） ・ 条件変更手数料　無　料 ・ 一部繰上返済手数料　無　料 ・ 全額繰上完済手数料 融資実行後の期間　金　額　融資実行後の期間　金　額 ３年以内　3,300 円（消費税込み）　３年超５年以内　2,200 円（消費税込み） ５年超７年以内　1,100 円（消費税込み）　７年超　無　料 ※ ただし、完済金額が 50 万円未満の場合は不要です。
10．お申込の手続き書類等	・所得を証明する書類（源泉徴収票､確定申告書納税者控）　・住民票　・印鑑証明書 ・不動産売買契約書、建築工事請負契約書、登記簿謄本、公図又は実測図等　・本人確認書類（運転免許証、健康保険証）
11．その他	・ お申込みに際しましては当金庫、および保証会社の審査をさせていただきます。 ・ 審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・ 担保に差し入れの不動産（建物）には、火災保険契約を締結していただき、実行時のみ火災保険証券の写しを提出していただきます。 ・ 現在のご融資利率や返済額の試算につきましては窓口へご照会下さい。 ・ ご融資利率についてはインターネット上のホームページもご覧ください。 ・ 変動金利型の利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、お借入日から５回目に到来する10月１日経過後、初めて到来する１月の約定返済分より返済額を変更します（ボーナス返済無しの場合）。新返済額は旧返済額の 1.25 倍を上限とします。最終期限に約定返済額および未収利息が残る場合には、最終日に一括してお支払いいただきます

日新信用金庫